

健生食輸発0904第2号
令和7年9月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和7年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のモノクロトホス、タイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ及びベトナム産ドリアンのプロシミドン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和7年9月1日付け健生食輸発0901第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘のモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、タイ産アカワケギ(アカシャロット)のハロキシホップ及びベトナム産ドリアンのプロシミドンについて検査命令を解除したことから、令和7年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス
- ・タイ産アカワケギ(アカシャロット)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のハロキシホップ
- ・ベトナム産ドリアン及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロシミドン

2. 別表第3への追加

- ・インド産ワサビノキ(モリンガ)の未成熟種子の鞘及びその加工品(簡易な加工に限る。)のモノクロトホス(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「NADIADWALA FOOD CO. (N. F. C.)」であるものに限る。)